回答書

吹田市立障害者支援交流センター 日常生活訓練室兼社会適応訓練室空調及び照明設備修繕業務

項番	質問	回答
1	加湿機能について 既設機器には加湿機能が備わっておりますが、ご指定の参考機種には加湿機能が備わっておりません。 仕様書には「同等品」との記載がございますが、今回の更新において加湿機能は不要との認識で相違ございませんでしょうか。	加湿機能は不要です。
2	天井の撤去・復旧工事について 既設機器は天井隠ぺい形であるため、機器の撤去・新設に伴い、機器周辺の天井材の撤去および復旧が必要になると考えられます。これらの天井撤去・復旧工事についても、本修繕の範囲に含まれるとの認識で相違ございませんでしょうか。	天井撤去・復旧工事についも、本修繕の範囲に含まれます。
3	既設電磁弁について 既設機器の冷温水配管には電磁弁が設置されておりますが、当該電磁弁については既設流用とし、更新は本修繕の範囲に含まれないとの認識で相違ございませんでしょうか。	更新するファンコイルユニットに対応する 6 カ所の電磁弁も更新してください。本修繕の範囲に含まれます。
4	既設コントローラーについて 現在、既設のクボタ製コントローラーが設置されておりますが、他メーカー製の機器に更新する場合、必要となるコントローラーの更新についても、本修繕の範囲に含まれるとの認識で相違ございませんでしょうか。	必要となるコントローラーの更新についても、本修繕の範囲に含まれます。

5	リレーユニットの増設について 今回更新するファンコイルユニット 6 台を 1 台のコントローラーで連動運転するにあたり、リレーユニット等の制御機器の増設が必要となる場合、これらの機器および関連する配線工事についても、本修繕の範囲に含まれるとの認識で相違ございませんでしょうか。	リレーユニット等の制御機器の増設が必要となる場合、これらの機器および関連する配線工事についても、本修繕の範囲に含まれます。
6	機器納期遅延に伴う工期延長について 世界情勢の変化やサプライチェーンの混乱等、受注者の責めに帰すことのできない事由により、契約工期内に機器の納入が困難となった場合、協議のうえ、契約工期の延長等をご検討いただくことは可能でしょうか。	原則、契約どおりの履行完了をお願いいたします。想定外の事由等により、履行完了が遅れる可能性が生じた場合、別途協議の上、対応を検討します。
7	既設配管および吊り金具の改修について 既設機器と更新機器で、外形寸法や冷温水配管・ドレン配管の接続位置、吊りボルトの位置等が異なり、配管の改修や吊り金具等の移設・新設が必要となる場合、当該工事についても本修繕の範囲に含まれるとの認識で相違ございませんでしょうか。	配管の改修や吊り金具等の移設・新設が必要な場合の工事についても、本修繕の範囲に含まれます。